

組織としての利益相反マネジメントの実施方針
【令和7年度から適用】

令和元年12月19日
利益相反マネジメント委員会決定
改正令和3年1月20日
令和7年7月 4日

組織としての利益相反を適切に管理するため、組織としての利益相反マネジメントガイドライン（平成30年7月9日利益相反マネジメント委員会決定）に基づき、以下の実施方針を定め実施する。

1. 組織としての利益相反マネジメントの対象行為

(1) 本学又は部局の組織間連携等

企業等との経済的な利益関係、特別な関係にあることが、研究及び教育その他本学の活動に影響を及ぼすことがあると見られる次の行為

- ① 本学又は部局が実施主体となる産学官連携活動、寄付金受入又は包括協定等の組織間連携において、次に掲げる行為を行う場合
 - イ 単年度の契約額が200万円以上の共同研究、受託研究を行う場合
 - ロ 寄付講座、共同研究講座、寄付研究部門、共同研究部門を受け入れる場合
 - ハ 1件あたり200万円以上の研究助成金を受け入れる場合
 - ニ 単一の企業等から単年度での合計が500万円以上の寄付金を受け入れる場合
 - ホ 企業等と包括協定を締結する場合
 - ヘ 本学が保有する知的財産権を実施許諾等する場合
- ② 国立大学法人法第22条1項6号から第9号までに基づく出資をする場合
- ③ 企業等から株式等を取得する場合
- ④ 単一の企業等から単年度での合計額が1,000万円以上の設備、機器、試料、試薬等の無償提供を受ける場合
- ⑤ その他利益相反マネジメント委員会が対象と認めた行為
 - イ 一定額（1,000万円）以上の物品購入・役務提供
 - ロ ネーミングライツ・パートナー契約
 - ハ 企業等とのクロスアポイントメント制度の適用により派遣されている教員
 - ニ クラウドファンディングプロジェクトの実施
 - ホ 有料広告（バナー広告など）の掲載

(2) 組織の長の個人的な利益

組織の長が企業等との経済的な利益関係、特別な関係にあることが、研究及び教育その他本学の活動に影響を及ぼすことがあると見られる次の行為

- ① 単一企業等から単年度当たり合計100万円以上の個人的な利益を得る場合
- ② 未公開株、新株予約権を保有する場合
- ③ 発行済み株式総数の5%以上を保有する場合

2. 利益相反ワーキンググループ（利益相反マネジメント実施組織）の活動

個人としての利益相反マネジメントの運用指針（平成30年7月9日利益相反マネジメント委員会決定）の2.において設置される利益相反ワーキンググループは、組織としての利益相反マネジメントの実施組織としても活動させる。

（別表：岡山大学組織としての利益相反マネジメント体制）

3. 組織としての利益相反マネジメントの方法・手続き

第1段階 利益相反に関する情報収集・開示

① 組織間連携等の場合

利益相反マネジメント委員会委員長は、原則として年1回、関係事務所管部署（本部／部局）に対し、1.（1）の①から⑤に関する資料の提出を求める。

② 組織の長の個人的な利益

利益相反マネジメント委員会委員長は、個人としての利益相反マネジメントの運用指針の3. 第一段階の①に基づき、原則として年1回、組織の長に対し、利益相反自己申告書の提出を求め、当該情報を組織としての利益相反に関する情報開示に利用する。

第2段階 収集・提出された情報の判断・記録

① 収集・提出された情報は、利益相反ワーキンググループで集積するとともに利益相反状況の問題の有無を判断する。

② 情報は、適切に記録・保存し、社会的な疑義が提起された場合には、利益相反マネジメント委員会が、記録を基に調査を行い、社会疑義に対する説明責任を果たすべく最善の努力をする。

第3段階 利益相反マネジメント委員会による対応

① 利益相反マネジメント委員会は、必要に応じ、組織の長ほか関係職員にヒアリングを行い、組織の長に対して回避要請又は是正要請の通知を行う。

4. 組織としての利益相反の防止方針の普及啓発

利益相反マネジメント委員会は、組織としての利益相反マネジメントガイドラインの3. 組織としての利益相反の防止方針として定める①組織の長の責任への認識、②研究の客観性の確保、③調達等手続きの適正さの確保及び④関係規程の順守に関する普及啓発を行う。

別表

岡山大学組織としての利益相反マネジメント体制

